

板橋区認知症支援コーディネーター事業実施要綱

(令和7年3月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都の高齢者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱に基づき、認知症の疑いがある人を早期に発見し、診断につなげる仕組みの構築など認知症施策を総合的に推進するため、区に認知症支援コーディネーターを配置するにあたって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 認知症支援コーディネーターとは、認知症の人とその家族にかかわる医療・介護従事者と連携して認知症の疑いのある人を把握・訪問する体制を構築し、状態に応じて適切な医療・介護サービスにつなげる等の取り組みを実施する保健師等の医療関係職をいう。

(業務内容)

第3条 認知症支援コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

- (1) 認知症高齢者の早期発見に関する業務
- (2) 認知症ケア従事者向け研修・講座との連携に関する業務
- (3) 認知症の疑いのある高齢者に対し、医療機関への受診等の必要性から個別訪問を要請する業務
- (4) 医療・介護の関係機関等と連携し、地域での支援体制を総合的に構築する業務

(配置)

第4条 認知症支援コーディネーターを以下のとおり配置する。

(1) 職種・経験・配置人数

おとしより保健福祉センターに配属された一般職(地方公務員法(昭和25年12月13日法律第261号)第3条)の保健師のうち、原則、認知症のケアや在宅高齢者の支援に3年以上従事した経験を有する者の中から1名以上を専従の認知症支援コーディネーターとする。

(2) 業務量と補助対象経費

認知症支援コーディネーターの業務量は当該職員の担当する職務の5割以上になるよう分担する。

なお、当該業務の実施にあたり要する経費のうち、東京都の認知症支援コーディネーター事業補助金交付要綱に基づいて、区職員給料に対する補助金を東京都に対し交付申請する場合は、その額を年4,200,000円相当とする(東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月10日東京都板橋区条例第25号)第2条別表で定める「医療業務以外の業務に従事する者」のうち「特に高度な知識経験又は資格を要する業務に従事する者」の月額350,000円分の業務量相当)。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、認知症支援コーディネーター事業の実施に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。